

令和2年度 宇多津町会計年度任用職員等登録者募集要項

令和2年度の宇多津町会計年度任用職員等の任用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

会計年度任用職員とは：地方公務員法の改正により開始する制度で、業務繁忙期等に職員の補助として1会計年度内の任期で雇用される非常勤の地方公務員です。

1 応募要件	<p>①資格：業務によっては免許・資格を要するものがあります。</p> <p>②一般事務補助についてはパソコンの基本操作（ワード、エクセルなど）ができる方</p> <p>③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は応募できません。</p> <p>地方公務員法第16条</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）宇多津町で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>（3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
2 応募方法	<p>下記の提出書類を総務課に提出してください。書類受付完了後、登録者として取り扱います。</p> <p>① 「宇多津町会計年度任用職員等登録申請書」</p> <p>②免許・資格証等の写し（免許・資格を必要とする職種の場合）</p> <p>（※現宇多津町臨時職員等で、応募希望者は所属課に提出してください。）</p>
3 受付期間	<p>令和2年2月12日～2月21日までの土・日・祝日を除く平日</p> <p>午前8時30分～午後5時15分</p> <p>受付期間後も平日の上記時間帯で随時受付を行います。</p>
4 有効期間	<p>登録の有効期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日</p> <p>書類選考・面接選考の結果不採用となった場合でも、上記有効期間内は欠員補充の候補者として引き続き登録されます。</p> <p>提出書類に変更がある場合は、再度申請をお願いします。登録期間中に登録を取り消す場合は総務課までご連絡ください。</p>
5 職種・賃金等	<p>「令和2年度宇多津町会計年度任用職員等募集一覧」参照</p>
6 任用について	<p>① 受付後、臨時職員等登録票に登録し、総務課で管理します。</p> <p>②書類選考、面接等選考を実施し決定します。令和2年4月1日採用者の面接等は、3月中旬までに、日程等を別途ご連絡いたします。</p> <p>※雇用する人員枠が限られており、また各業務の必要に応じて臨時職員等を雇用する為、登録いただいても面接等選考案内ができない場合がありますのでご了承ください。</p> <p>③年度途中に欠員が生じた場合、随時登録された方の中から書類・面接選考を実施し、決定します。</p> <p>注：登録者からの選考以外にも、ハローワーク等を通じて、直接募集することもあります。</p>

7 任用期間	1年以内（1会計年度内で、指定する期間） （1か月間（勤務日数により延長になる場合有）は条件付採用期間です。）
8 注意事項	地方公務員法の適用をうけるため、 サービスの宣誓、秘密を守る義務（退職後も）、職務に専念する義務、政治的行為の制限、 争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、営利企業への従事等の制限が課せられます。 パートタイム勤務の場合、営利企業への従事等は可能ですが、職務に専念する義務、 信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40週間）の超過に係る確認のため、 兼業する場合は所属課への届出が必要です。
9 問い合わせ先	宇多津町総務課 0877-49-8013 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場3階